

一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき事項について

国土交通省告示 「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」 に基づき、下記のとおり公表します。

記

1. 該当貸切営業所

京都京阪バス株式会社 八幡営業所
京都府八幡市上奈良宮ノ東2番5

2. 公表すべき事項（2024年3月31日現在）

(1) 運転者に係る情報

- ①正規雇用の運転者の人数 98 人
- ②正規雇用以外の運転者の人数 0 人
- ③健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険それぞれの加入者数
 - ・健康保険 98 人
 - ・厚生年金 98 人
 - ・労災保険 98 人
 - ・雇用保険 98 人
- ④平均勤続年数 11 年

(2) 運行管理者及び整備管理者に係る情報

	運行管理者	運行管理 補助者	整備管理者	整備管理 補助者
運行管理者及び整備管理者の人数 (人)	9	21	2	11
うち他業務（運転者等）の兼任者数 (人)	9	21	1	10

(3) 事業用自動車に係る情報

	車両数 (両)	年式		平均車齢	搭載車両導入台数 (台)		
		最古	最新		ドライブレコーダー	デジタル式 運行記録計	ASV
大型	16	1998	2018	13.3	16	16	12
中型	3	2000	2019	12.1	3	3	2
小型	1	2017	2017	6.8	1	1	0
任意保険	対人保障	無制限	主な運行の態様	観光輸送（昼間）等			
	対物保障	無制限					

以上

安全運転の実技指導について

① 時 期

- 入社後、見極め試験で合格するまでの期間実施する。
※基本当初は乗合バスから乗務し、経験を積んだ後観光バス兼務となる。

② 教育担当者

- 基礎的な運転操作等の教育は、運転者のうち事故件数が少なく、安全運転、経済運転の出来る指導運転士が行い、座学は運行管理者資格を有する者が行う。

③ 教育使用車両

- 基本的には大型車両での訓練を実施します。

④ 初任運転者に対する特別な指導内容

- 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- 運行の安全及び著客の安全を確保するため留意すべき事項
- 危険の予測及び回避
- 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正
- 安全運転の実技 20時間以上

⑤ 実施ルート

- 基本的には当社沿線で実際に走行する区間で実施します。
- 上記区間から始め、徐々に狭隘区間、山間区間等、難度をあげていきます。

⑥ 指導の具体的内容

- 初任運転士本人が運転し、指導者が添乗して指導します。
- 必要に応じて指導者自身が運転します。
- 乗合バスの教育にはおいては、初任運転士教育期間内での営業運転が認められていますので、指導教育期間の後半は営業便で指導を実施します。
- 貸切バスについては法定の時間、内容を満たした後に営業運転での指導を実施します。

以上